

特例基準割合の適用期間等	納期限の翌日から1ヵ月を 経過する日までの延滞金の割合	それ以降の延滞金の割合
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%